

高等学校の通信制課程及び 遠隔教育について



令和元年6月21日(金)



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高等学校通信制課程について

1. 目的

- 高等学校における通信制課程は、教育の機会均等の理念に基づき、勤労青年に高等学校教育を受ける機会を広く提供するものとして、定時制課程とともに昭和23年に制度化。
- 近年では、勤労青年が減少する一方、不登校・中退経験者、特別な支援を要する生徒、経済的な困難を抱える生徒など、多様な課題を抱えた生徒が多く所属。

※通信制高校の学校数(生徒数):244校(181,031人)

うち、公立77校(62,783人)、学校法人立148校(107,009人)、株式会社立19校(11,239人))

うち、広域通信制(3以上の都道府県の生徒を対象に教育可能な広域通信制は105校(100,997人))

(平成28年度 学校基本調査ほか)

2. 教育課程の特色

- 全日制、定時制、通信制の課程の区分に関わらず、高等学校の教育の目的や目標は共通。
卒業に必要な単位数は、共通して「74単位以上」。
- 勤労青年に高等学校教育を受ける機会を広く提供するため、技能連携による単位認定、定時制課程及び通信制課程の併修(定通併修)等による単位認定が可能。
 - ・技能連携……定時制・通信制課程の生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設において教育を受けている場合、卒業に必要な単位数の2分の1以内で、施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度。
 - ・定通併修……定時制課程の生徒が、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき等は、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる制度。

3. 通信制課程における教育方法

- 通信制高校における教育は、**添削指導、面接指導(スクーリング)、試験**の方法により実施。これに加え、インターネット等のメディアを活用した指導等の方法で行うことができる。(高等学校通信教育規程 第2条)
 - ・添削指導……生徒が日頃自宅等で学習した成果をレポート等で提出し、これに教師が添削し、生徒に返送する方法で指導。
 - ・面接指導(スクーリング)
 - ……生徒が登校し、教師に直接接しながら指導を受ける。(面接指導時間の一部免除制度あり)
 - ・試験……添削指導、面接指導(、メディアを活用した指導)等の成果を測る。

高等学校通信制課程について（続き）

4. 通信制課程における教育課程の特例

○ 通信制課程における各教科・科目等の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、学習指導要領上、特例として全日制・定時制課程とは別に定められている。

【高等学校学習指導要領（現行） 第1章第7款】

通信制の課程における教育課程については、第1款から第6款まで（第4款、第5款の1並びに第5款の4の（4）のア及びイを除く。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては、各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

2 総合的な学習の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができます。

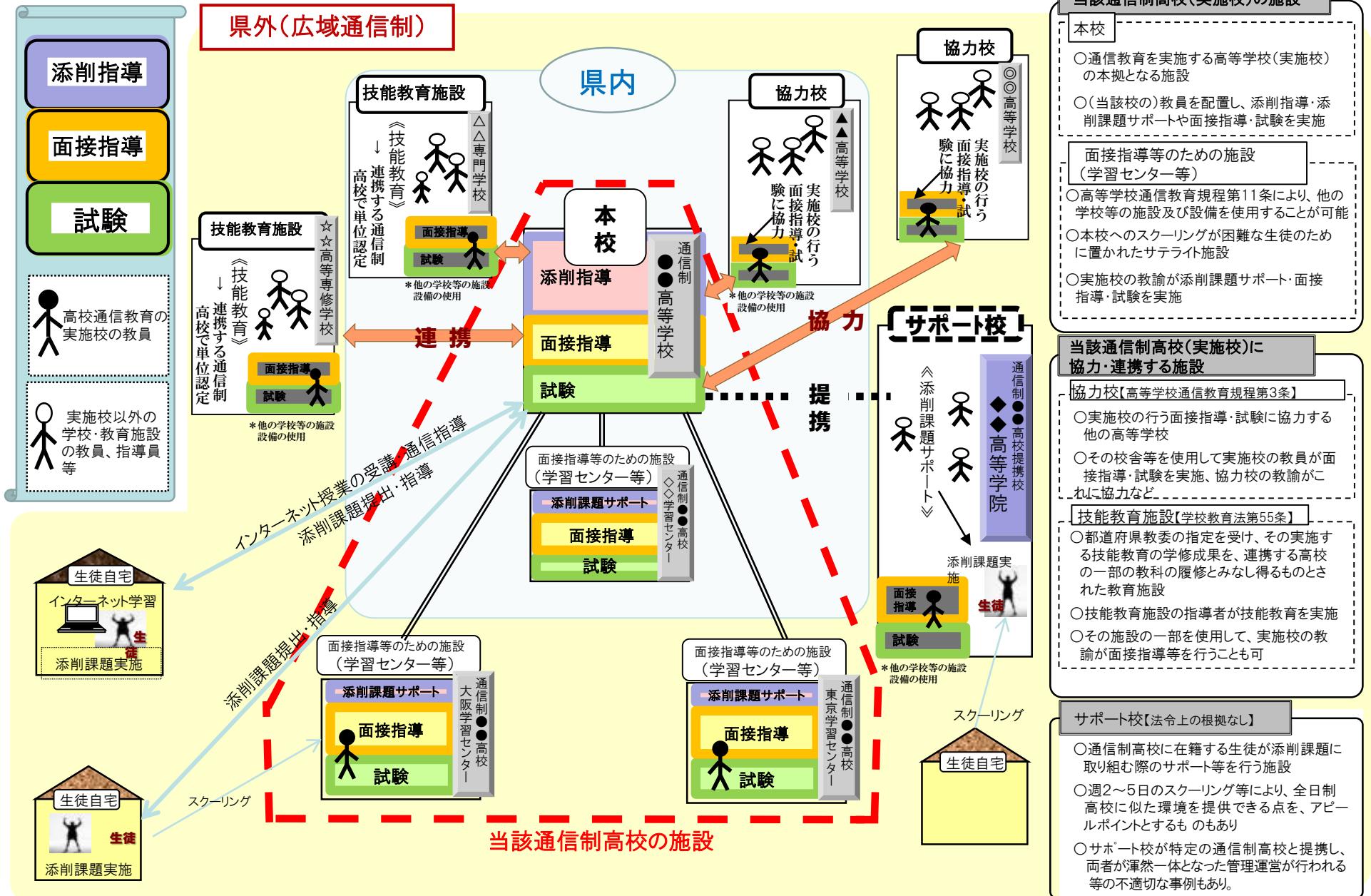
【参考】

各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数
(高等学校学習指導要領 第1章第2款)

教科等	科 目	標準単位数	教科等	科 目	標準単位数
国 語	国語総合	4	保健体育	体育	7～8
	国語表現	3		保健	2
	現代文A	2		音楽	2
	現代文B	4		音楽	2
	古文A	2		美術	2
	古文B	4		美術	2
地理歴史	世界史A	2	芸 術	音楽	2
	世界史B	4		美術	2
	日本史A	2		工芸	2
	日本史B	4		工芸	2
	地理A	2		書道	2
	地理B	4		書道	2
公 民	現代社会	2	外 国 語	コミュニケーション	2
	倫理	2		英語基礎	3
数 学	数学I	3		コミュニケーション	2
	数学II	4		英語I	3
	数学III	5		コミュニケーション	4
	数学A	2		英語II	4
	数学B	2		コミュニケーション	4
	数学活用	2		英語III	4
理 科	科学と人間生活	2		英語表現I	2
	物理基礎	2		英語表現II	4
	物化基礎	4		英語会話	2
	化学基礎	2		家庭基礎	2
	生物学基礎	2		家庭総合	4
	地学基礎	4		生活デザイン	4
	理科課題研究	1	情 報	社会と情報	2
				情報の科学	2
総合的な学習の時間					3～6

※ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として3計算することを標準とする。

高等学校通信制課程の指導体制



(参考) 高等学校通信制課程に関する規定

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 抄

第五十四条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

2 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

3 (略)

○ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 抄

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たつては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。 (後略)

2 (略)

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 (略)

第九十九条 第九十七条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は三十六を超えないものとする。

○ 高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号) 抄

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 (略)

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

多様な高等学校通信制課程

<NHK学園高等学校>

- ・ネット学習コース：月1～2回スクーリング又は集中的なスクーリング
+ NHK高校講座視聴、ネットレポート添削指導
- ・ベーシックコース：月1～2回スクーリング + NHK高校講座視聴、レポート添削指導
- ・登校コース：週3回スクーリング (AM面接指導、PM個別学習等の学習支援)
+ NHK高校講座視聴、レポート添削指導

から、生徒が自身の学習スタイルにあわせてコース選択。

※ 不登校特例課程を有するネット学習コースもあり。



※ 独自のe-Learningシステムを活用

- ・学習管理
(レポート評価、スクーリング出席、試験結果をマイページに記録。保護者も閲覧可能。)
- ・メールによる質問
- ・クラス掲示板
- ・インターネットテレビ会議システムを利用したwebチャット・ネット授業・ネットホームルーム
- ・レポート教材、レポート学習・提出

など

<神奈川県立横浜修悠館高等学校>

- ・日曜日集中スクーリング
- ・生徒自らが時間割を組む平日登校講座
- ・インターネット上で学習・添削指導を受けるIT講座

から、生徒自身が自身の学習スタイルにあわせてコース選択。



遠隔授業の類型（イメージ）

〔 遠隔教育の推進に向けたタスクフォース
(平成30年9月) 〕

合同授業型

▶ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る。

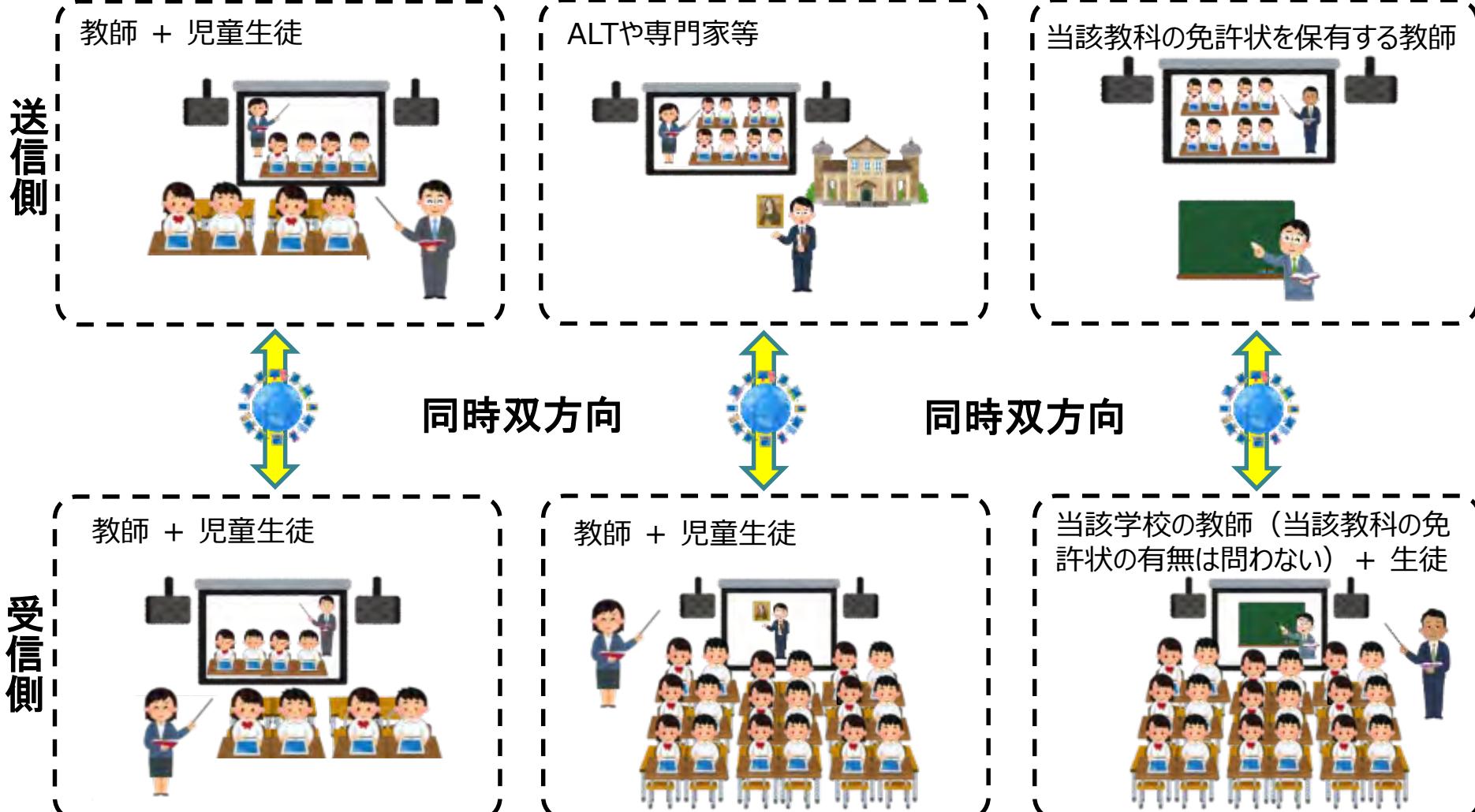
教師支援型

▶ 児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教員の資質向上を図る。

教科・科目充実型

※ 高等学校段階のみ

▶ 生徒の多様な科目選択を可能とすることなどにより、学習機会の充実を図る。



高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型】について

◆ 制度化

○ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 抄

第八十八条の三 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第九十六条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、七十四単位以上を修得した者について行わなければならない。（後略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき七十四単位のうち、第八十八条の三に規定する授業の方法により修得する単位数は三十六単位を超えないものとする。

◆ 主な要件・留意事項（平成27年文部科学省告示第92号ほか）

- ・ 多様なメディアを高度に利用して、多様な情報を一体的に扱うもので同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。
- ・ 当該授業を行う科目等については、それぞれの教科・科目等の特質に応じ、対面による授業を相当の時間数（高等学校学習指導要領第1章第7款に定める面接指導時間を参考とする。）行うこと。
- ・ 配信側の教員は、担当教科の免許保持者であり、かつ、受信側の高等学校に属する教員であること。受信側にも高等学校の教員（実施教科の免許の有無は問わない）が立ち会うこと。
- ・ 評価については、配信側の教員が実施すること。

◆ 導入状況：35校・105科目（平成29年度）

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応

新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築



ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及



遠隔教育等の教育改革の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

専門的な支援



多様な学習ニーズを有する生徒

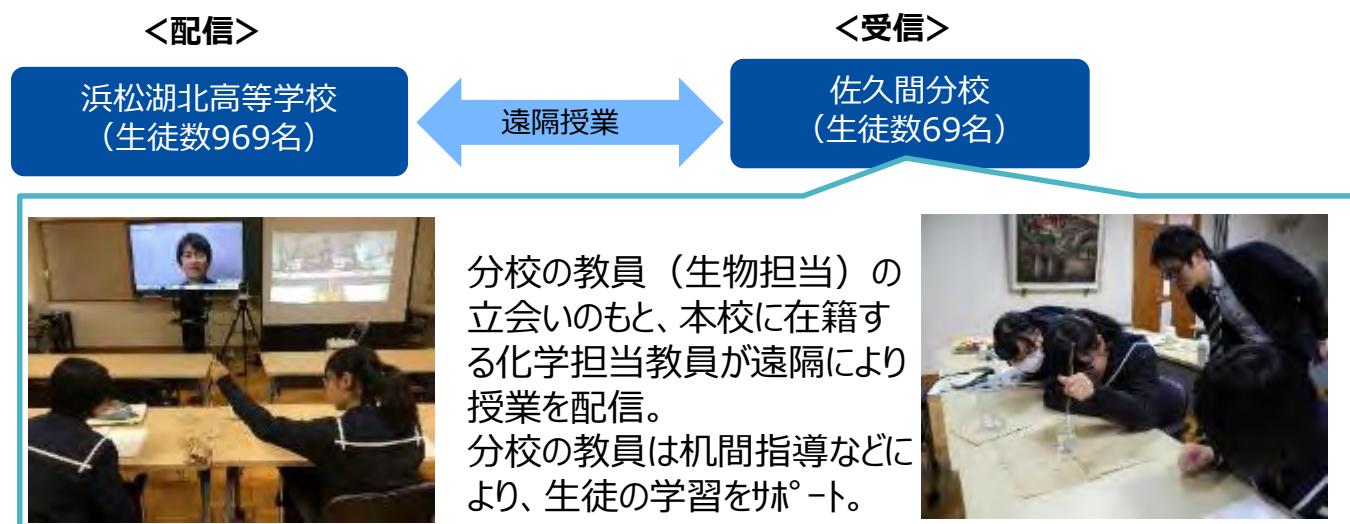
「高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業」 (うち、「遠隔教育等の教育改革の優良事例の普及」)の実施状況(平成30年度~)

実施主体	テーマ
北海道	遠隔教育の質の確保・向上に向けた実証研究～遠隔授業における配信校の組織体制の在り方について～
静岡県	中山間地域の小規模校における遠隔教育推進事業
徳島県	小規模校での多様な学習を可能にする遠隔授業の調査研究
高知県	ICT活用(遠隔教育)による中山間小規模校での学力保障
長崎県	遠隔教育システムを用いた国内外の大学等との連携による教育効果について
大分県	農業系高校における遠隔教育の導入に関する実証研究

中山間地域の小規模校における遠隔教育推進(静岡県)

取組概要

- 事業実施前、小規模分校においては、化学担当の教員が配置できず、生物担当の教員が化学の授業を実施。
- 事業実施により、専門的な知識を有する化学担当教員の指導が可能となり、より質の高い事業を実現。
- 安定した送受信システムの構築・配信側教員の準備の負担が実施後の課題。



受信校・配信校



受信校	配信校	教科（科目）	単位数
夕張	俱知安	理科（物理基礎）	2
	有朋	芸術（書道Ⅰ）	2
	有朋	商業（情報処理）	2
平取	有朋	数学（数学Ⅱ）	2
	有朋	数学（数学B）	2
	有朋	情報（社会と情報）	2
南茅部	有朋	公民（政治・経済）	3
	有朋	数学（数学B）	2
下川商業	有朋	芸術（書道Ⅰ）	2
	有朋	数学（数学B）	2
札文	有朋	外国語（英語表現Ⅰ）	3
	有朋	芸術（書道Ⅰ）	2
	有朋	公民（政治・経済）	2
豊富	有朋	情報（社会と情報）	2
	有朋	物理（物理）	4
常呂	有朋	外国語（コミュニケーション英語Ⅱ）	2

北海道教育委員会 作成
 ・教育再生実行会議高校改革WG(第6回)
 (平成31年2月21日)資料2
 ・遠隔授業ガイドブック第1版(平成31年3月)
 ・平成30年度研究開発学校研究開発実施報告書
 より

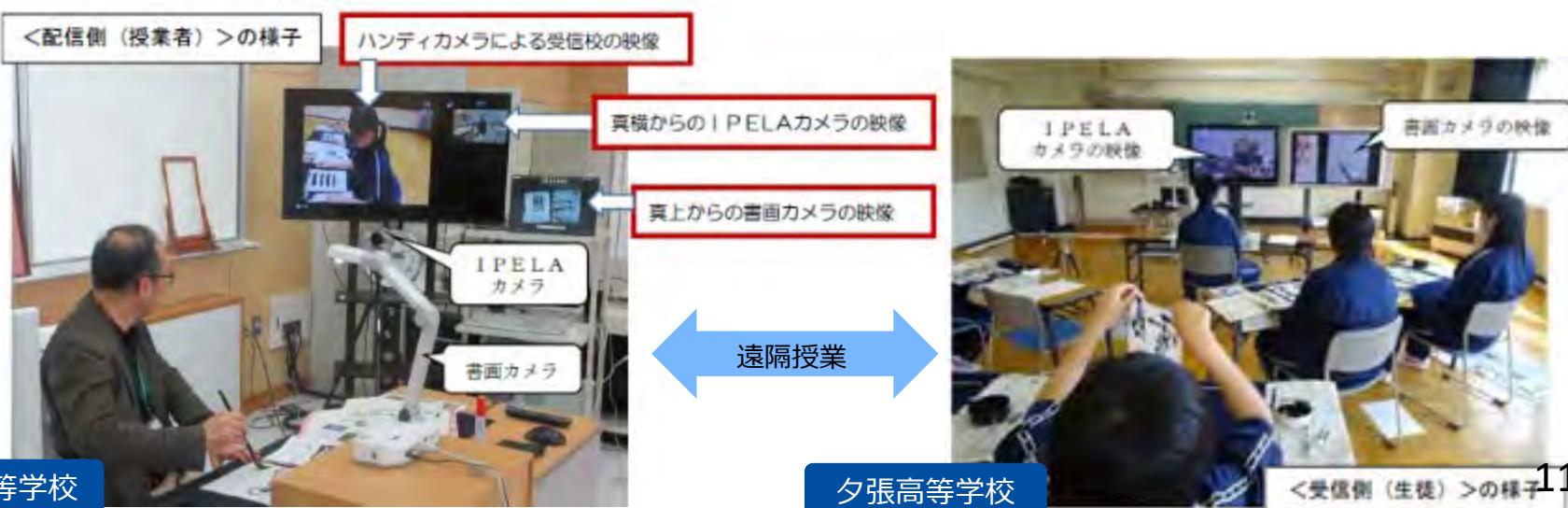
20

実践例

[書道Ⅰ]

2単位修得のための総授業時数70単位時間のうち、

- ・68単位時間について、遠隔授業を実施。
- ・2単位時間について、7月及び2月に、対面事業を実施。



有朋高等学校

夕張高等学校

11

新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて ～柴山・学びの革新プラン～

平成30年11月22日公表

- Society5.0の時代こそ、学校は、単に知識を伝達する場ではなく、人と人との関わり合いの中で、人間としての強みを伸ばしながら、人生や社会を見据えて学び合う場となることが求められている。その際、教師は、児童生徒との日常的な直接の触れ合いを通じて、児童生徒の特性や状況等を踏まえて学習課題を設定したり学習環境を整えたりするなど、学びの質を高める重要な役割を担っている。
- 学びの質を高め、すべての児童生徒にこれから時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠。その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとして先端技術には大きな可能性。
- 今後の我が国の教育の発展には、学校現場における先端技術の効果的な活用を実現するための技術の進展と、学校現場における先端技術の活用の促進が必要不可欠。



教 师



先端技術



Society5.0時代
の教育

読解力、対話力、科学的思考力、問題解決能力、
創造性、好奇心・探求心、リーダーシップの育成など

教師を支援するツールとして先端技術をフル活用することにより、すべての児童生徒に基盤的な学力や他者と協働しつつ自ら考え抜く力を育むとともに、新たな社会を牽引する人材を育成する質の高い教育を実現。

「遠隔教育の推進に向けた施策方針」(2018年9月)も踏まえ、

質の高い教育の実現のための先端技術の活用を推進
※教育再生実行会議に提案し、ご議論いただく予定



★新学習指導要領の着実な実施
★チームとしての学校運営

により、子供たちが、自ら問題を見いだし、その解決に向けて主体的・協働的に学ぶ環境を実現

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現

～2020年代の早期にすべての小中高校で活用できるように～

教師による質の高い教育を実現するため、

- 様々な状況に対応した教育の充実(小規模校、中山間地、離島、分校、複式学級、病院内の学級)
- 特別な配慮が必要な児童生徒の支援(病気療養、不登校、外国人、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒等)
- 教育の質向上のための優れた外部人材の積極的活用(グローバル化に向けた外国語、情報教育等)

上記を推進するため、指導体制の充実を図りつつ、

- ・遠隔教育のグッドプラクティスの全国的普及
- ・民間企業・大学等の遠隔教育に関するノウハウ・技術の集約・活用を促進
- ・中学校の遠隔授業におけるニーズの高い分野での実証的取組の実施(新しいタイプの特例校創設)
～英会話、プログラミングで受信側の教室にいる教師を支援～
- ・免許制度の弹力的な活用による社会人等の積極的な登用

等

2. 先端技術の導入による教師の授業支援

- 教師支援のツールとしてビッグデータの活用などによる児童生徒の学習状況に応じた指導の充実
- 指導力の分析・共有、研修への活用などによる授業改善など教師の資質能力の向上

上記を推進するため、

- ・先端技術の効果的な活用に向けた実証的取組(スタディ・ログの活用等)
- ・学校・教育委員会と民間企業等が連携した先進事例の収集・情報提供

等

3. 先端技術の活用のための環境整備

- 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を踏まえた学校のICT環境の整備促進
- 関係省庁・民間企業・大学等と連携した先端技術導入のための環境の構築

上記を推進するため、

- ・先端技術を含むICTに関する専門的な知識・技能等を有する人材の活用
- ・全国学力・学習状況調査等のデータ利活用促進と情報セキュリティ確保の両立に向けた検討